

「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」見直し概要

資料 3

計画の
位置づけ

千葉県子どもを虐待から守る条例第11条に基づき、児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画

計画期間

令和2年度から11年度
(令和7年度見直し)

計画見直しのポイント

改正児童福祉法(令和6年4月施行)等を踏まえ、①こどもの権利擁護、②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障、③こども家庭支援体制の構築に重点を置いたものとした。

①こどもの権利擁護

- 改正児童福祉法(令和6年4月施行)により、こどもの権利擁護に関する環境整備が法定化され、県の業務と明記された。
- 児童相談所による意見聴取等措置の徹底や意見表明等支援事業を計画的に推進する。

②家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

- 将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障する必要がある。
- 市町村の予防的支援により家庭維持を目指す。
- 代替養育を必要とするこどもには、里親委託やファミリーホームへの委託、困難な場合には、小規模・地域分散化された施設への入所措置を行う。

③こども家庭支援体制の構築

- 改正児童福祉法により母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目なく、漏れなく相談支援を行うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となった。
- 全ての市町村に対し、こども家庭センターの設置を促進するとともに、家庭支援事業の導入を促し、家庭及び養育環境の支援を強化する。

計画見直しの主な内容

※「第1章 計画の策定にあたって」は計画策定の趣旨等を記載

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

- 社会的養護下にいるこどもの権利を保障する取組を推進する。
- 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の理念のもと、こども家庭センターを中心とした支援体制を構築し、児童虐待の未然防止に取り組む。

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

- 里親支援センターによる一貫した支援体制の構築等、里親等への支援を効果的に実施する。
- 児童養護施設等を退所後の支援を強化するため、社会的養護自立支援拠点の充実・強化を図る。

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

- 児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、高い専門性を備え柔軟で広い視野も有する職員を育成する。
- 一時保護所におけるこどもの権利を保障するための取組を行う。
- 各児童相談所に家庭養育推進チームを配置し、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを徹底する。

計画見直し後の主な取組・目標

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

1 こどもの権利の保障

- 施設入所等の措置や一時保護の決定時等に、こどもの意見・意向を聴き、十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる対応を行う。
- こどもの意見の形成・表明を支援する意見表明等支援事業を実施し、こどもが意見を述べる機会を保障する。

主な目標 こどもの意見表明等支援事業の対象とするこども：
◆ 社会的養護に関わる全てのこども(R11) **新規**

2 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

- 本計画では、パーマネンシー保障を次のとおりとする。
「将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障すること」

4 市町村への支援と連携の強化

- こども家庭センターを全市町村に設置するため、市町村職員向けの研修の実施、設置・運営への支援を行う。
- 要支援児童、要保護児童等の家庭等への支援を強化するため、市町村に対して、家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)の実施を促進する。

主な目標 こども家庭センターの設置市町村数：◆ 全市町村(R9) **新規**
家庭支援事業の実施市町村数：◆ 全市町村(R11) **新規**
(右記4事業のうち、) ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業
2事業以上実施 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

2 里親委託の推進

- 里親制度を多くの人に周知し、里親登録数を増やすため、里親大会や制度説明会等を開催する。
- 里親の養育技術向上のための研修を強化する。
- 里親支援センターの設置を進め、一貫した支援体制の構築等、里親等への支援を効果的に実施する。

主な目標 里親等委託率(千葉県)：◆ 全体40.0%(R11) **継続**
里親支援センター設置数：◆ 4施設(R11) **新規**

5 新たな施設の整備

- 児童養護施設に必要な定員が不足する見込みであるため、新たな民間の児童養護施設を設置する。

主な目標 新たな民間の児童養護施設の設置：
◆ 2か所設置(R11) **新規**

6 自立支援の充実

- 社会的養護自立支援拠点事業所の更なる充実・強化の検討や施設退所者等への周知を強化する
- 児童養護施設等退所者の進学率向上のため、企業や県民からの寄付を原資とする返済不要の奨学金制度を継続する。

主な目標 児童養護施設のこどもの進学率(高等学校卒業後)：
◆ 増加させる(毎年度) **継続**

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

1 相談・支援体制の強化

- 児童相談所の体制強化のため、児童相談所職員の確保及び人材育成を計画的に推進する。
- 児童相談所支援システムの改修や機能の追加、ICTの活用など、児童相談所職員の負担軽減に努める。

主な目標 ICTを活用した児童相談所業務の改善：
◆ システムの改修・新システムの追加導入(随時) **新規**

2 一時保護所の環境整備

- 一時保護所職員の更なる配置を進める。
- 生活上のルールが基準に沿っているか定期的に点検・見直しを行います。
- 学習指導員の配置や民間事業者による学習支援などにより、学習環境の更なる改善に取り組む。

主な目標 配置基準に沿った一時保護所職員の配置：
◆ 配置基準の充足(毎年度) **新規**

4 児童相談所の整備

- 早期に2か所の県児童相談所が増設できるよう取り組む。
- 柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えの実施と君津児童相談所の整備計画の具体化を進める。

主な目標 県児童相談所の増設：
◆ 2か所増設(R8) **継続**

新設・建替え児童相談所の開設について

令和7年10月20日
健康福祉部児童家庭課

県では、印旛郡市を管轄する（仮称）印旛児童相談所と、松戸市鎌ヶ谷市を管轄する（仮称）東葛飾児童相談所の新設整備を進めています。また、既存施設の老朽化等から、柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えを進めています。

このたび、新設・建替え児童相談所の名称及び開設時期については、以下のとおり予定しておりますので、お知らせします。開設後も、相談者へのきめ細やかな支援とともに、子どもの最善の利益が図られるよう取り組んでまいります。

▶新設児童相談所

	(仮称)印旛児童相談所
名称 (予定)	印旛児童相談所
所在地	印西市牧の原6-2-3
開所日	令和8年4月頃
管轄 (人口)	成田、佐倉、四街道、八街、印西 白井、富里、酒々井、栄(72万人)
	(仮称)東葛飾児童相談所
名称 (予定)	松戸児童相談所
所在地	松戸市高塚新田92-18
開所日	令和8年秋頃
管轄 (人口)	松戸、鎌ヶ谷(61万人)

▶完成イメージ（外観・ホール）



新設・建替え児童相談所の開設について

令和7年10月20日
健康福祉部児童家庭課

▶ 建替え児童相談所

	柏児童相談所
名称 (予定)	とうかつほくぶ 東葛北部児童相談所 ※ <u>柏市</u> 児童相談所設置に伴い変更予定
所在地	柏市柏の葉4-3-4
開所日	令和9年度中
管轄 (人口)	野田、流山、我孫子（50万人）
	銚子児童相談所
名称 (予定)	銚子児童相談所
所在地	銚子市南小川町701-1
開所日	令和9年度中
管轄 (人口)	銚子、旭、匝瑳、香取、神崎、 多古、東庄（24万人）

▶ 完成イメージ（外観・ホール）



▶ 新設・建替えによる改善点

【児童相談部門】

- ・面接室を拡充し、相談者が安心して相談できる環境を整えました。
- ・相談部門に関わる執務室をワンフロアに集約し、職員同士が連携しやすく働きやすい環境に配慮した配置としました。

【その他】

- ・太陽光発電設備を設置し、環境負荷の低減に配慮しています。

【一時保護部門】

- ・一時保護した子どもたちが安心して生活を送れるよう、小学生以上の居室は個室化し、プライバシーに配慮するとともに、年齢や性別、個々の状態に応じた適切な支援を行えるよう環境を整備しました。
- ・学齢期に応じた学習室を設置し、学習環境を確保しました。
- ・保護児童の健康を保持するため屋外、屋内の運動スペースを確保しました。また、落ち着いてくつろぐためのリビングを設置し生活支援の充実を図ります。